

ガイドラインから条例案要綱への主な変更点

1 景観に関する許可基準について

要綱案第10を参照。前回（第5回検討会議における議論—「②大方の人（8割程度）からみて、「まあ、それほど気にならない」という程度であればよしとする。」）を踏まえ、下線部のように規定

市長は、太陽光発電事業の許可の申請が合計出力50kW以上の太陽光発電施設の設置に係るものである場合には、第9の基準のほか、景観に関する次の基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならないこと。

- (1) 事業区域を顕著に視認することができる眺望場所が存在し、又は設置予定場所の周辺に景観資源がある場合には、眺望場所からの太陽光発電施設の視認状況又は景観資源と設置予定場所が混在する風景が分かる想定写真等の資料を作成し、市長に提出すること。
- (2) (1)の「眺望場所」とは、天都山頂上その他規則で定める場所¹をいう。
- (3) (1)の「景観資源」とは、網走湖、網走国定公園、オホーツク海の流氷その他市が永く保護していくべきものとして規則で定める景観²をいう。
- (4) (1)の資料により太陽光発電施設の設置による景観への影響が懸念される場合に、次に定める事項その他の対策を講ずることにより、社会通念上必要と認められる程度に、景観への配慮がされていること。

¹ GLにおける「感動の径パーキングエリア、呼人探鳥遊歩道、釧網線北浜駅、風景街道と位置付けられる国道39号線」は、規則で追加するという整理をしている。

² GLにおける水芭蕉群生地、能取岬は、規則で追加するという整理をしている。

2 許可制（出力規模に応じ基準を区分）

要綱案第9、第10を参照。前回（第5回検討会議）において、許可制・届出制の併用案を提案したが（大田原市条例に例がある。）、同会議での議論（「小規模のものを含め許可制一本とすべきだ」、「許可制で統一しつつ、規模によって基準を違うものとしてはどうか」）を踏まえ、かつ、GLとの連続性（GL第5条4(5)）を考慮し、

- (1) 条例の適用を受ける合計出力10kW以上の太陽光発電施設に係る事業についての共通の基準の設定
- (2) 合計出力50kW以上の太陽光発電施設に係る事業については、許可基準として景観基準（第10）を追加

3 事前協議の導入

要綱案第6参照

太陽光発電事業の許可の申請をしようとする者は、一定の事項を記載した事前協議書に一定の書類を添付して、市長に提出しなければならないものとし、市長は、助言又は指導をすることができるものとした。

現在のGLによる市と事業者との対話を、許可手続に前置するもの。

(条例の下で想定するフロー)

市に対する事前協議書の提出(要綱案第6)

住民に対する周知措置(説明会等)①—(計画の変更等もありうる)

住民に対する周知措置(説明会等)②—(景観配慮、計画の微調整も) (要綱案第7)

事前協議終了

許可申請⇒許可(要綱案第8～10)

着工⇒完成

完成検査、適合通知

発電

4 完成検査

要綱案第 12 参照

現地調査を含む（要綱案第 12 の 1）。

事業者は、適合通知の受領後に、発電を実施することができる（要綱案第 12 の 2）。

5 助言・指導、勧告及び改善命令

要綱案第22～24参照

改善命令は、事業者に対する強制力を有するもの。違反に対する制裁（次項）を用意

6 実効性の担保

要綱案第26（過料）、第27（罰則）を参照。

手続違反等については市長が発令する過料（行政処分）を規定。

実害の発生（太陽光発電施設の維持管理が適切に行われていないため、災害の防止、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に重大な支障を及ぼしていると認められるにもかかわらず（第23(5)）、改善命令に従わない者については、刑事罰（30万円以下）を規定

7 廃棄等費用の確保

GL 第 9 条関連を精緻に規定（要綱案第 16 を参照）

(1) 単価を規定

第 5 回検討会議資料を再掲

（参考）

令和 7 年度調達価格算定委員会意見によると、廃棄等費用の見込みは 1 万円／kW。
今後の物価上昇等を考慮し、厚めに確保させることが無難ではないか。

神戸市条例は、資本費（1 kW 当たり、概ね 25 万円）×出力×5%を事前積立てしている。この金額は、結局、15,000 円/kW となる。）。100KW の太陽光発電事業であれば、150 万円。

⇒一部訂正、神戸市は資本費の 6%、資本費の 5%は、秩父市の条例。

要綱案では、

い) 令和 7 年度調達価格算定委員会意見の内容に従い廃棄等費用を 1 万円／kW で計算した額

ろ) 資本費（工事費総額）× 5 %

は) 事業者の見積額

のうち最も高い金額とした。

より厚めの金額を規定することもありうるが、事業に対する抑止効果となるので、その点を考慮することも重要ではないか。

(2) 確保措置の具体的方法

太陽光発電事業者が廃棄費用相当額を金融機関に定期預金し、網走市がこの預金を人質にとることを規定（預金債権に対する質権）。

(3) 猶予措置（要綱案第 16 の 4 参照）

事前確保が困難である場合に、10 年間で分納することに関する市長との協定の締結で足りることとした（締結に違反する場合には、許可取消しを予定（協定違反は、許可の取消事由となる。要綱案第 13 参照））。

8 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

十分な周知措置の必要性を考慮し、令和9年4月1日とした（第28の1）。

(2) 経過措置

- い）条例の施行前に太陽光発電事業を開始している事業者（既存事業者）が、条例の下でも事業を継続することができるよう規定（第28の2）。この「みなし規定」により、条例上の事業者として、規律に従ってもらうことになる整理した。
- ろ）再エネ法による解体等積立金の積立ての義務を負っている場合を除き、既存事業者は、廃業予定時よりも5年前までに、廃棄等費用を確保するための計画等を市長に届け出ることとし、併せて、市長による見直しの求めについて規定した（第28の3、4）。